



2019年6月21日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員兼 CEO 竹内 康雄  
(コード：7733、東証第1部)  
問合せ先 IR 部門 バイブレジデント 櫻井 隆明  
(TEL. 03-3340-2111(代))

### 株主からの提訴請求に対する対応について

2019年5月17日付適時開示「株主からの提訴請求について」でお知らせいたしましたとおり、当社監査役は、2019年5月15日、当社の個人株主1名から当社監査役宛てに送付された責任追及等の訴えの提起を請求する書面を受領し、また、当社代表取締役も、同日、当社代表取締役宛てに送付された責任追及等の訴えの提起を請求する書面を受領しておりましたが、今般、これに対する対応を決定いたしましたので、お知らせいたします。

当社監査役に対する提訴請求では、当社の取締役および元取締役計21名（以下「当社取締役ら」という。）に対して、当社の中国現地法人である Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. が、通関帳簿上の一部製品等の在庫数がマイナスになっている問題を解決するために中国企業との間でコンサルタント契約等を締結した事実に関し、かかる契約の締結を承認または黙認したこと等を義務違反として、総額16億円およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める責任追及等の訴えを提起することが請求されておりました。

また、当社代表取締役に対する提訴請求では、当社の監査役および元監査役計6名（以下「当社監査役ら」という。）に対して、上記の事実に関する当社取締役の業務を適正に監査する義務に違反したとして、総額16億円およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める責任追及等の訴えを提起することが請求されておりました。

これを受け、当社監査役および当社取締役会はそれぞれ、上記各提訴請求で主張されている事実の有無および責任について検討いたしました。その結果、当社監査役は全員、当社取締役らに対する責任追及等の訴えを提起しないことを決定し、当社は、その旨の報告を受けました。また、当社取締役会も、当社監査役らに対する責任追及等の訴えを提起しないことを決定いたしました。

以 上